

インターネットによる人権侵害について

平成24年11月20日

京都府人権啓発推進室

## インターネットによる人権侵害への取組方針

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権にかかわる問題が多数発生しています。

平成14年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。

こうした法的措置の周知を図るとともに、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個別的な対応を図っていきます。

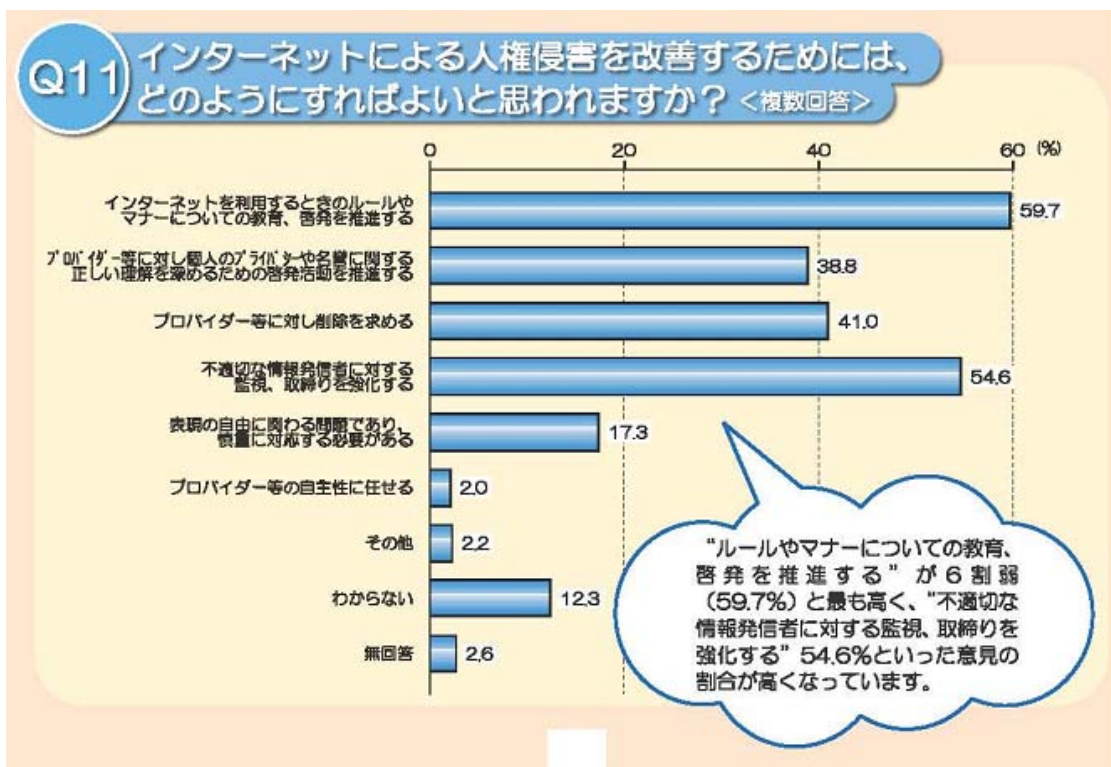
さらに、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

(新京都府人権教育・啓発推進計画 抜粋)

## 現状と課題

- ① 府では、利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための人権啓発の推進を行いながら、悪質な人権侵害に対しては、法務局と連携して、プロバイダ等に情報の削除を要請を実施している。
- ② 特に子どもの人権侵害対策として、携帯電話のフィルタリングサービスについて青少年健全育成条例でも規定し、児童ポルノの規制等に関する条例も活用している。
- ③ また、教育委員会による学校裏サイト対策としての監視の取組等の対策も実施している。
- ④ しかし、現行の法規制では、被害者がプロバイダ等に削除を求めることができる、いわゆる「プロバイダ責任制限法」があるものの、削除はプロバイダの自主的対応に委ねられているため、十分な実効性が確保できない状況にある。
- ⑤ このため、国に新たな法的措置を含めた実効性ある対策を要請している。
- ⑥ 昨年実施した府民調査結果でも、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発の推進」、これを求める声が最も多く、インターネットのグローバル性を考えると、条例のような形での規制は困難な状況にある。
- ⑦ 今後、啓発に努めながら、監視体制をとって人権侵害を防いでいくように取り組む必要がある。

H 23 府民調査結果より



# 今後の取組の方向性

## 1 人権を尊重しあう気運を高める教育・啓発の推進

インターネットを悪用した誹謗中傷やプライバシーの暴露などの人権侵害など、新しく生じてきている人権問題に対し、すべての府民が人権を尊重しあう気運を高めるため、インターネットの利用についてのモラル・マナーなどの啓発を推進する。

## 2 人権侵害にあった時の相談機関の周知

掲示板などで誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害を受けた場合、プロバイダ、サイト管理者等に記事を削除するよう要請できるが、削除要請に応じない場合や、削除要請のやり方がわからない場合は、法務局・地方法務局の人権相談窓口で相談を受け付ける他、インターネット・ホットラインセンターでは、違法・有害情報の通報窓口を設けており、このような相談機関をネット利用者に広く周知を図る。

## 3 人権侵害の実態把握（監視）体制づくり

インターネット掲示板等において、問題表現の書き込みが多発している状況を踏まえ、これらの府内の実態を監視により把握し、更に本格的な監視体制を確立するため、有識者会議で検討を行い、「監視対象」の設定や「問題性・削除要請」の判断基準等についてガイドラインを策定するなど、早期発見・把握するための監視体制の整備に努める。

## 各セクターに期待する役割

主 体	期 待 さ れ る 役 割
国	<p>国としての幅広い取組を進めるとともに、都道府県、市町村への財政支援や、連携する取組を期待。</p> <p>特に、プロバイダ責任制限法をベースに、インターネット上での人権侵害に対する法的な規制をはじめとする、人権擁護に係る抜本的な制度の整備が求められる。</p>
府	<p>有識者の意見を聞きながら、民間企業やNPO、大学等と連携して、インターネット上で起こった人権侵害に対応する体制づくりに取り組むとともに、インターネットの正しい使い方、相談窓口の周知についての府民への啓発活動と、国への有効な対策の確立の働きかけを行う。</p>
市町村	<p>府と連携して、住民に対するインターネットの正しい使い方についての啓発を進める。</p>
NPO 住民組織	<p>地域住民にインターネットの特徴と正しい理解、モラル、マナー等についての学習の機会の提供を期待する。</p>
企 業	<p>自社のホームページや掲示板等において、人権侵害が起きないような自主的な取組を期待する。</p>
プロバイダ	<p>人権に対する意識と見識を養い、インターネット上での人権侵害に対して関係機関と連携しつつ適切に対応することを期待する。</p>